

平成 28 年 5 月 23 日

建設工事に係る業務委託における最低制限価格の見直しについて

那覇市におきましては、建設工事に係る業務委託における最低制限価格の見直しについて、次のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

記

1 最低制限価格の算定式について

那覇市（上下水道局含む。）が発注する業務委託に係る最低制限価格の算定式については、次のとおりとなります。

改正前	改正後
①測量、地質調査、磁気探査業務 ・ <u>諸経費：諸経費の額×40%</u>	①測量、地質調査、磁気探査業務 ・ <u>諸経費：諸経費の額×45%</u>
②土木関係コンサルタント業務 ・ <u>一般管理費等：一般管理費等の額×30%</u>	②土木関係コンサルタント業務 ・ <u>一般管理費等：一般管理費等の額×45%</u>
③補償関係コンサルタント業務 ・ <u>一般管理費：一般管理費の額×30%</u>	③補償関係コンサルタント業務 ・ <u>一般管理費：一般管理費の額×45%</u>
④地質調査、磁気探査業務 ・ <u>解析等調査業務費：解析等調査業務費×75%</u>	地質調査、磁気探査業務 ・ <u>解析等調査業務費：解析等調査業務費×80%</u>

2 施行日

平成 28 年 6 月 1 日

3 対象

施行日以後に入札の公告、入札参加者の指名通知その他の契約の申込みの誘引を行う契約から適用する。

※ 施行日前に入札の公告、入札参加者の指名通知その他の契約の申込みの誘引を行う契約については、従前の設定基準によることに注意してください。